

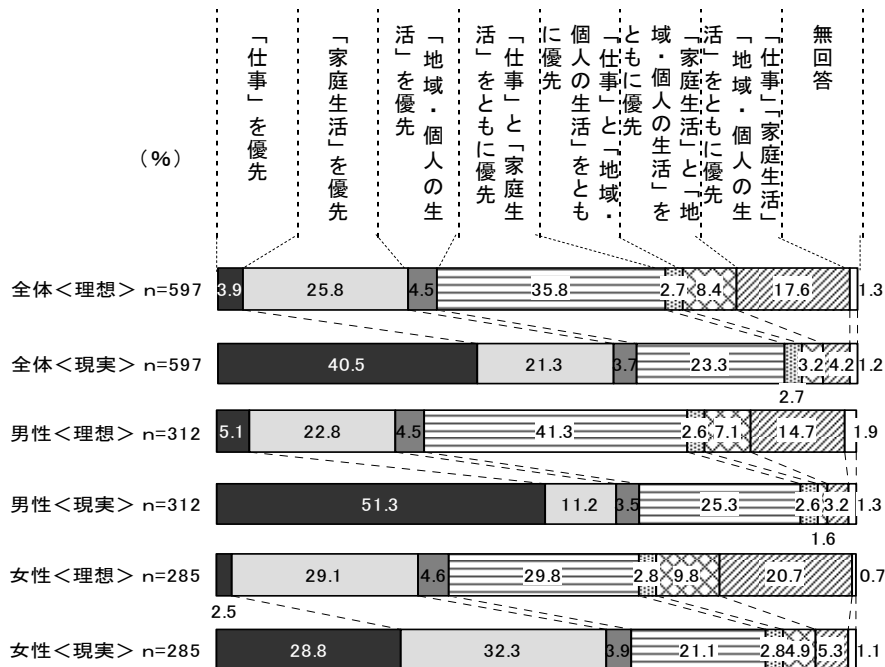
## 目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)実現に向けた環境づくり

ワーク・ライフ・バランス（仕事や家庭生活、地域生活などについて自ら希望するバランスで展開できる状態）を実現できる環境は、市民一人一人が性別や年齢にかかわらず、さまざまな分野に参画していくための重要な条件となります。あらゆる場面で、男女それぞれが能力や個性を発揮することで、いっそう生き生きとした活力のある社会となることが大いに期待されます。しかし現実には、各々の理想とするワーク・ライフ・バランスを実現するには多くの困難があることが、市民意識調査の結果によって明らかになっています。そこでワーク・ライフ・バランス実現に向けた環境づくりのために、取り組むべき課題として、次の4つを設定しました。

### 課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

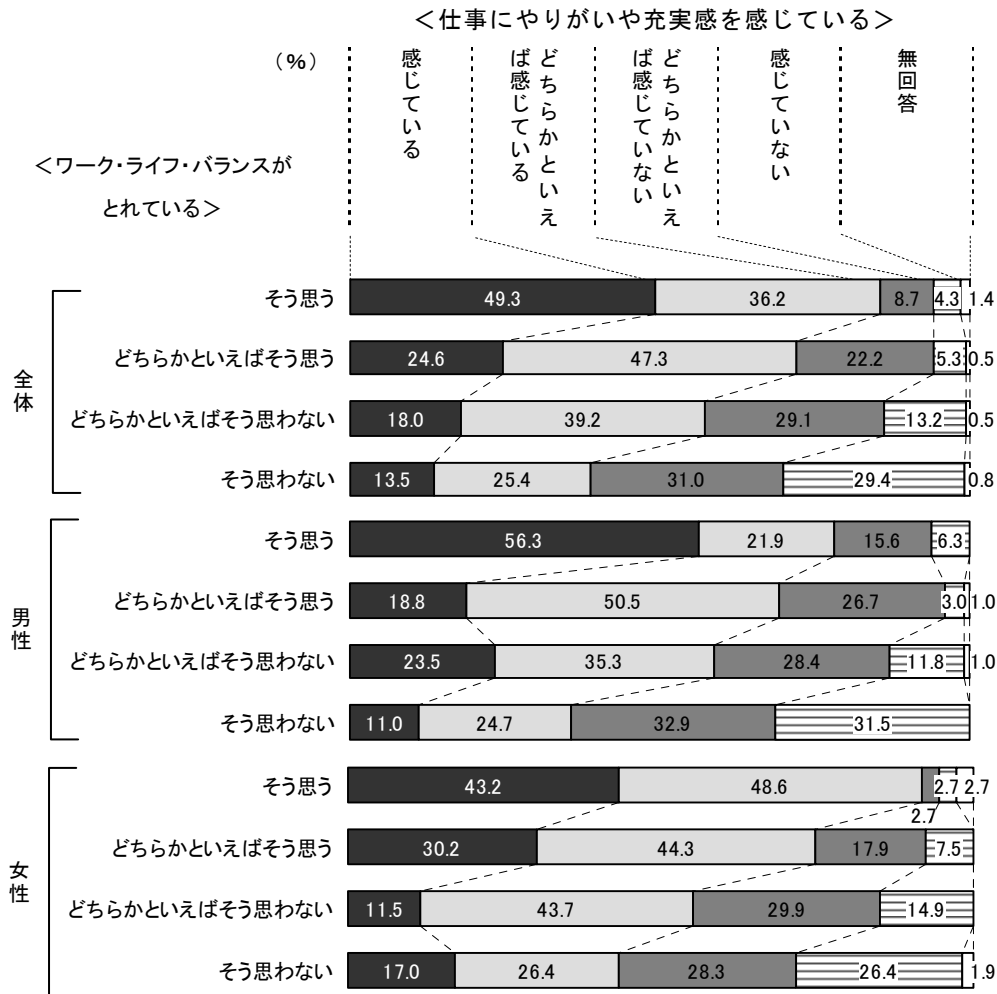
今回の市民意識調査において、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の理想的な優先度を聞いたところ、男女ともに「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」の割合が最も多くなっている一方で、現実には男性では「『仕事』を優先している」、女性では「『家庭』を優先している」が最も高くなっており、理想と現実が大きく隔たっています（図表12）。

◆一般市民男女の職業生活と優先度【理想と現実の比較】（図表12）



理想のワーク・ライフ・バランスを実現することは、現在の仕事に対するやりがいや充実感にも関係し、各個人にとってより充実した人生を送る上でも重要であると考えられます(図表 13)。男女ともにそれぞれ一人一人がバランスのとれたライフスタイルを築くためには、就業環境の整備とともに、多様な働き方に注目していくための啓発活動や社会的風潮を高めることなどが必要になります。

◆【ワーク・ライフ・バランスと仕事のやりがいや充実感】(図表 13)



今後の取り組み

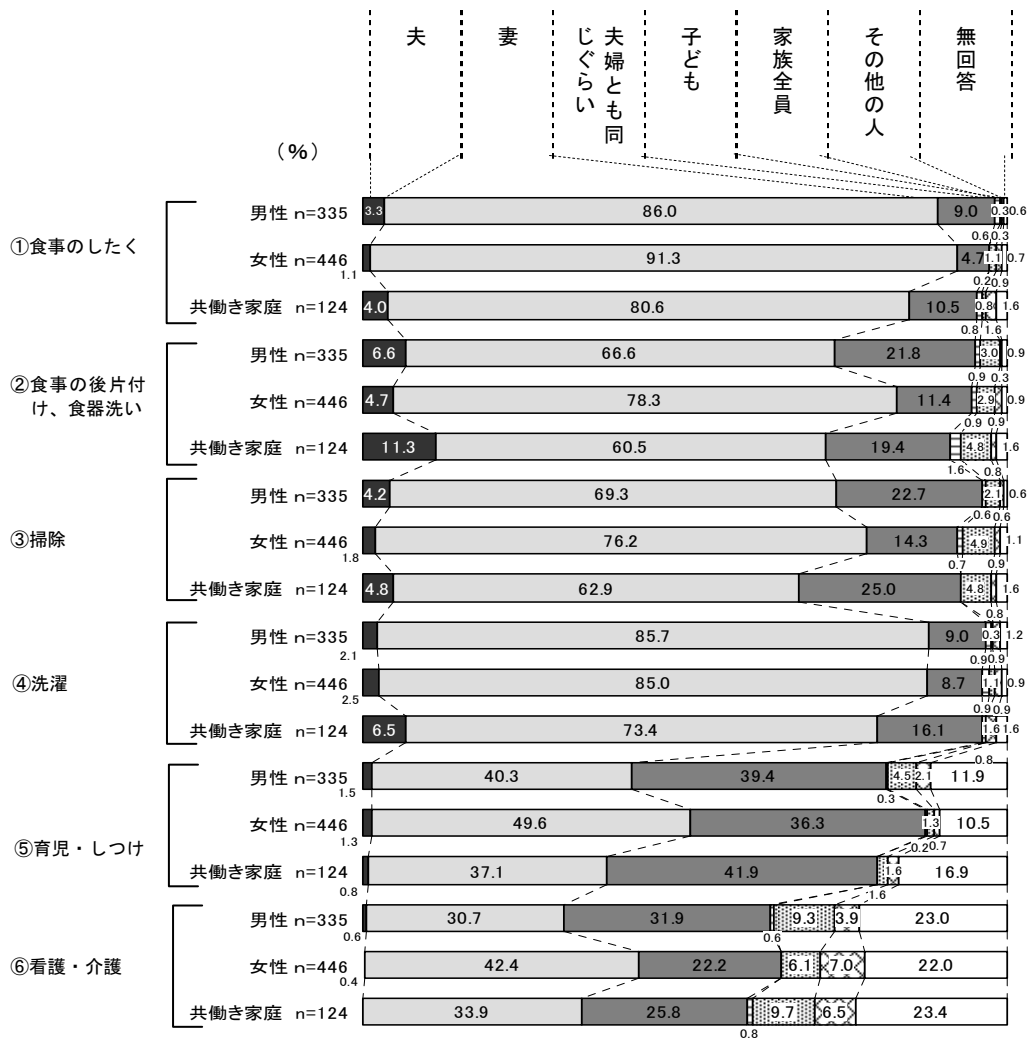
ワーク・ライフ・バランスの実現は、子育てや介護、地域への参加など個人の状況に応じた多様で柔軟な働き方が選択できるようになり、心豊かで充実した生活につながっていくと考えられます。また、個人の生活の充実だけでなく、事業者においても有能な人材の確保や定着、労働者の意欲の向上など企業の活性化にもつながると考えられます。今後は、男女が家庭や職場、地域社会においてバランスを図り、より生きがいを感じられる生活が実現できるよう、市民や事業者に対して啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図っていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
23	<b>ワーク・ライフ・バランスの理解と意識の醸成</b> 女性も男性も、仕事と家庭生活や地域生活などの調和を図ることによって、 <b>多様な生き方が選択・実現</b> できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及します。また、女性はもとより男性の育児休業・介護休業が取得できるよう、啓発紙などの配布を通じて <b>よりよい職場風土づくりのための意識の醸成</b> に努めます。	◇ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	○	○	○	男女共同参画課 経済振興課
		◇育児・介護休業等の取得促進	○	○	○	人事課 経済振興課
		◇多様な働き方に関する情報提供	○	○		男女共同参画課 経済振興課
24	<b>事業者などに対する啓発と取り組みへの支援</b> 事業者などが <b>ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリット</b> や、 <b>先進的な取り組み事例</b> の内容及び効果を広く周知します。また、取り組みを進める事業者への支援を行います。	◇ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットの周知	○	○		男女共同参画課 経済振興課
		◇ファミリーフレンドリー企業の紹介	○	○		男女共同参画課 経済振興課
		◇入札制度における優遇措置の導入	○			総務課

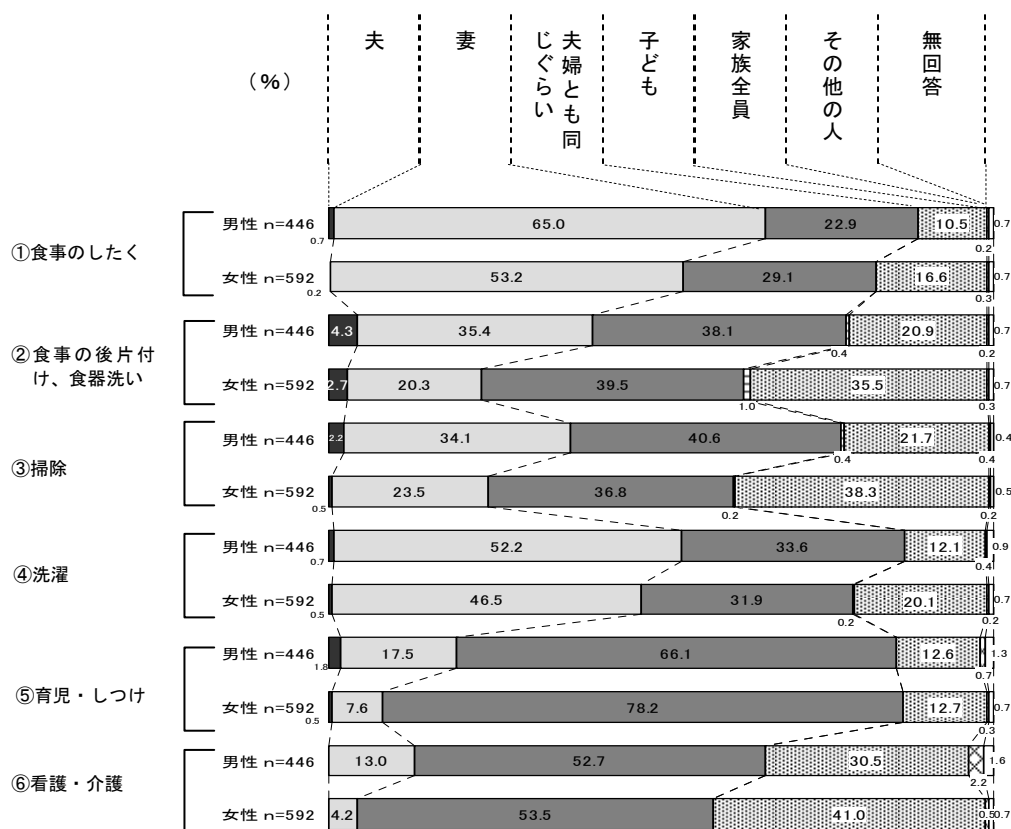
課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

仕事だけではなく、家庭生活においても男女それぞれが共に責任を果たすことが必要です。しかし共働き家庭であっても、家事、育児、介護の負担が妻である女性に大きいのしかかっているのが現実です（図表14）。これら家事などの負担の大きさが、多くの女性が感じている、家庭の場での男性優遇感の原因となっていると考えられます。それだけではなく、家庭の仕事の理想的な担当者として、“妻”を挙げる男性の割合がすべての項目で女性よりも多くなっており、男性の家庭生活への参画がなかなか進んでいないことが浮き彫りになっています（図表15）。

◆一般市民男女の家事における現実の分担【共働き家庭】（図表14）



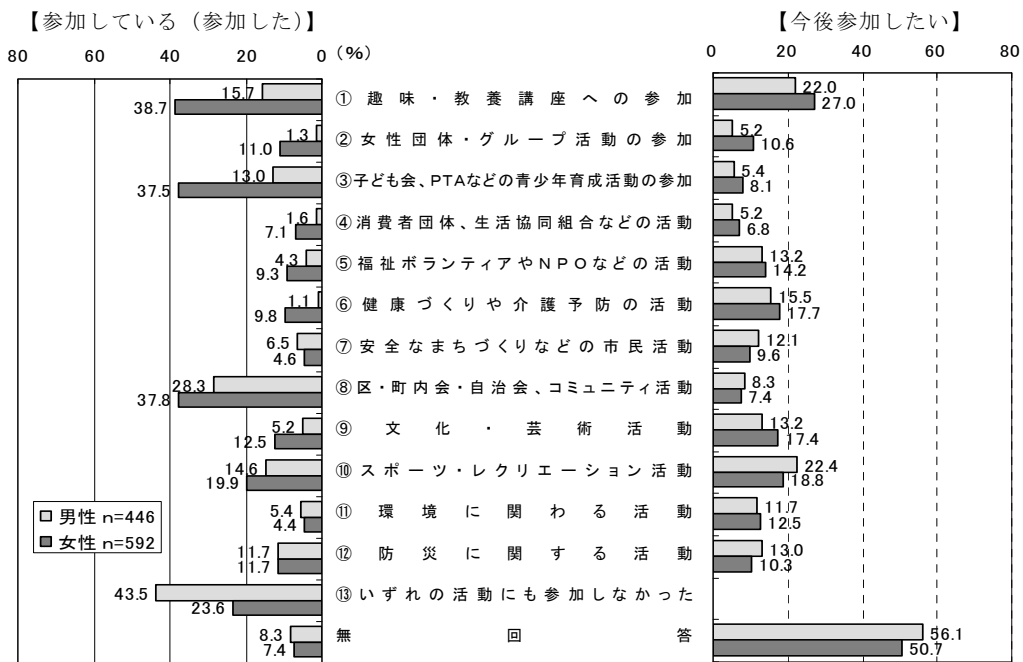
◆一般市民男女の家事における理想の分担（図表 15）



性別役割分担による家事負担ではなく、各家庭に見合った家事バランスを考えるためにも、職場への啓発とともに、男性に向けて家庭生活への参画を促す働きかけを行う必要があります。また子どもたちに対しても同様に、家庭の仕事に関する意識啓発を進めていくことも必要です。

なお地域生活についても、男性の地域活動の割合が女性よりも少ない状態にあることが明らかになりました（図表 16）。

◆一般市民男女の地域活動の参加経験（図表 16）



老若男女の別なく、地域生活に積極的に関与することは、仕事外での新たなつながりや生きがいづくりにも有効であり、誰にとっても住みやすい地域社会を形成するという観点からも非常に重要です。どんな活動があるのかわからないという意見も多くあるため、地域活動の認知度を上げると同時に、参画への啓発活動をしていく必要があります。

今後の取り組み

地域における男女共同参画を促進していくためには、男性の地域活動への参加が重要となります。しかしながら、男性の地域活動への参加に結びつかない背景として、仕事偏重の意識やライフスタイルがあり、市民だけでなく事業者も巻き込んだ意識の変革を行っていく必要があります。そのため、行政や事業者、地域が連携を図りながら、女性のみならず男性に対する家事・育児・介護等の技術習得の講座や地域活動への積極的な参加を促すなどの施策を推進していきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
25	<b>男性の家事・育児・介護などのスキルアップ</b> 男女が共に参加できる身近で生活に密着した講座の開催などを通して、 <b>男性の家事能力の向上</b> を促進していきます。	◇男性応援講座の開催	○		○	青少年女性センター 東部市民センター ふれあいセンター 生涯学習課（含公民館） 高齢福祉課 子ども政策課 子育て子育て総合支援館
		◇家事・育児等能力の向上	○		○	男女共同参画課
26	<b>参加しやすい地域活動の促進</b> 男性の地域行事への理解を深め、性別や年代を問わず、地域の誰もが気軽に参加できるスポーツ大会、盆踊りなどの地域活動を促進していきます。また、事業者に対しても地域活動への参加の理解を深めるよう、働きかけを進めます。	◇男女がともに参画する地域活動への啓発	○	○	○	市民活動推進課 市民活動支援センター
		◇市民活動デビュー講座の開催	○		○	市民活動支援センター

### 課題3 子どもを育てる社会環境の整備

市民意識調査で男女共同参画社会に必要な市の施策を尋ねたところ、市民がもっとも必要だと感じていたのが「子育て支援の推進と保育サービスの充実」です（図表4）。また、男女が働きやすい職場環境にするために必要なこととして、「保育園、放課後児童クラブなどを充実させる」が上位に挙げられ、とくに30歳代の子育て世代ではもっとも数値が高くなっています（60.1%）。同様に、職業を持つ上での困っている点を尋ねた質問でも、30歳代の4割が「安心して子どもを預けられる場や人が少ない」としています（図表17）。

#### ◆一般市民男女の職業を持つ上で困っていること（図表17）

(%)

	自分の資格、能力などに合わせた仕事の募集・採用が少ない	自分の勤務時間、給料・賃金など条件が自分の希望と合わない	勤務時間が長い	求人募集の制限がある	家族の理解や協力が得られない	職業を持つことについて	介護や看護の必要な家族がいる	安心して子どもを預けられる場や人が少ない	就業に関する情報が得にくい	自分の能力や技術に不安がある	自分の体力や健康に不安がある	就業に要する資金が不足している	その他	特になし	無回答
20歳代 n=30	30.0	36.7	10.0	3.3	-	26.7	-	26.7	23.3	3.3	20.0	16.7	-		
30歳代 n=55	23.6	63.6	30.9	10.9	5.5	41.8	16.4	36.4	23.6	-	1.8	1.8	-		
40歳代 n=32	31.3	56.3	56.3	6.3	12.5	25.0	9.4	28.1	21.9	18.8	3.1	-	3.1		
50歳代 n=21	28.6	33.3	61.9	9.5	23.8	-	19.0	19.0	38.1	4.8	-	4.8	-		
60歳代以上 n=51	31.4	17.6	70.6	-	7.8	-	13.7	9.8	23.5	3.9	-	2.0	5.9		

以上のことから、子育て世代において、子育てと仕事のバランスが大きな課題となることが分かります。ワーク・ライフ・バランスを実現するためだけではなく、少子化対策にも有効であるという側面からも、子どもを育てる社会環境の整備は重要であり、また家族形態も多様化する中で、さまざまなニーズに対応したフォロー体制が求められています。



今後の取り組み

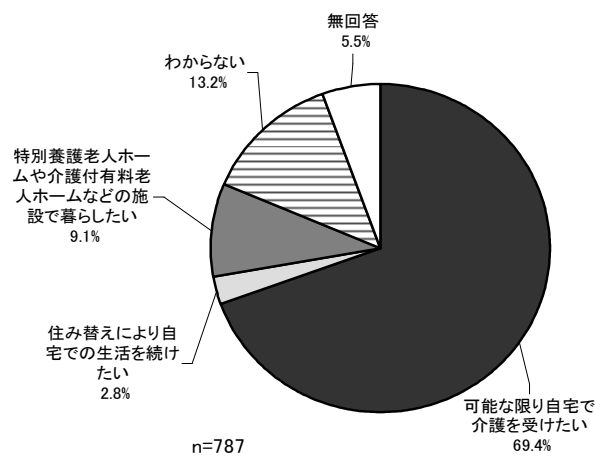
本市では、次世代育成支援対策行動計画に基づいて、子育て・保育サービス、放課後児童クラブ、各種相談など計画的に整備されてきています。今後も、子育て家庭のニーズを踏まえて、サービスの拡充を進めていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
27	子育て・保育サービスの充実 市民・地域と協働し、子どもの健やかな成長に向けて、 <b>安心して子育てができる環境</b> を整備していきます。また、機関誌の発行や広報、ホームページを活用し、 <b>育児・子育てに関する情報提供</b> を進めます。	◇ファミリー・サポート・センターの充実	○		○	子育て子育て総合支援館
		◇子育て支援施設の充実	○	○		子ども政策課 保育課
		◇親子通所療育事業の充実	○	○		障がい福祉課
		◇さまざまな保育ニーズに対応するサービスの提供	○	○		保育課
		◇放課後児童居場所づくり	○	○		子ども政策課 学校教育課
		◇子育て支援の人材養成と活用	○		○	市民活動支援センター 青少年女性センター 東部市民センター ふれあいセンター 生涯学習課（含公民館） 子育て子育て総合支援館
28	<b>育児相談・保健指導の充実</b> 子育ての不安や孤立感を解消するよう、 <b>乳幼児の健康に関する相談</b> や、子育て支援センターでの <b>育児・子育てに関する相談体制</b> の充実を進めます。また、妊娠、出産、育児に不安をもつ <b>妊産婦への保健指導</b> の充実など、母子保健の向上を進めます。	◇育児相談の充実	○			子ども政策課 子育て子育て総合支援館 保育課
		◇子育て家庭訪問事業の実施	○			子ども政策課
		◇地域療育等支援の充実	○			障がい福祉課
		◇乳幼児に対する保健指導の充実	○			子ども政策課

#### 課題4 介護を支える社会環境の整備

高齢化社会の到来により、ワーク・ライフ・バランスの視点からも、介護は欠かすことのできないテーマだと言えます。市民意識調査でも、男女共同参画に必要な市の施策として、「高齢者や障がい者などの生活安定と自立支援」を挙げる女性の割合が比較的多く、年齢別では50歳代・60歳代で関心が高くなっています。高齢者福祉分野における支援は多岐にわたっていますが、平成22年の春日井市の調査では、「可能な限り自宅で介護を受けたい」と願う要支援・要介護認定者は70%近くにのぼっています（図表18）。

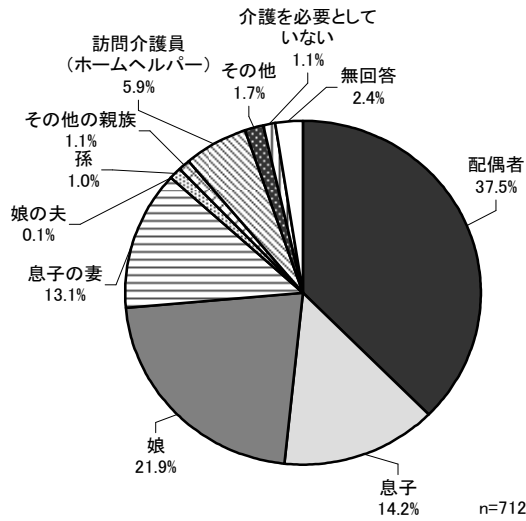
##### ◆要支援・要介護認定者の今後介護を受けたいところ（図表18）



資料：春日井市「高齢者の暮らしと介護に関する実態調査」平成22年

このように多くの高齢者が在宅介護を希望していますが、負担する介護者はいえば、女性の割合が多いのが現状です。上記調査の要支援・要介護認定者に対するアンケートから、主な介護者を尋ねた質問では、「本人の配偶者」（37.5%）のほかに、「娘」と「息子の妻」が上位にあがり、両者を合わせると35%にのぼっている一方で、「息子」と「娘の夫」の合計は15%に満たない結果となっています（図表19）。

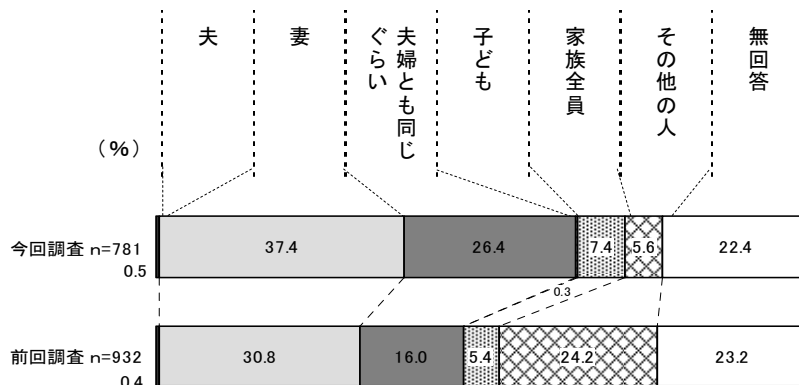
◆要支援・要介護者の主に介護や支援をしている人（図表 19）



資料: 春日井市「高齢者の暮らしと介護に関する実態調査」平成 22 年

今回の市民意識調査の結果からも、家庭における「看護・介護」は、前回の調査と比べて男性の介護への参画も少しずつ増えているとはいえ、“妻”が多く負担していることが分かりました（図表 20）。家庭内において、女性だけではなく、男性が積極的に関わられるような環境づくりや情報提供、また福祉サービスや支援の充実に加え、孤立しやすい男性介護者の存在に留意した介護を支える社会環境の整備が必要になっています。

◆家庭における「看護・介護」の現実の役割【前回調査との比較】（図表 20）



今後の取り組み

高齢化は、本市においても重要な課題となっています。高齢化が進み、介護を必要とする高齢者や障がい者などのニーズが増加するにつれて、各種サービスを拡充して対応してきましたが、在宅で主に介護を担っているのは「女性」とあるという状況は現在においても変わっていません。そのため、男性が介護に積極的に参加し、男女がともに支えあう意識を啓発していくことや、介護者の負担を軽減し、仕事や地域活動を継続できるようなサービス支援体制の構築を進めていきます。また、孤立しやすい男性介護者への支援などを充実させていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
29	<p><b>介護サービス・介護予防サービスの推進</b></p> <p>春日井市高齢者総合福祉計画に基づき<b>介護サービス提供体制</b>を整備し、制度への理解と利用促進を進めていきます。また、介護する上で生じる様々な問題について、きめ細やかな情報提供や相談体制の充実を図り、安心して介護ができるよう支援していくとともに、<b>要介護にならないための予防事業</b>を推進し、高齢者ができる限り在宅で過ごせるような支援を行います。</p>	◇介護保険制度やサービスの周知と利用促進	○	○		介護保険課
		◇介護予防サービスの充実	○	○	○	高齢福祉課 介護保険課
		◇地域支援体制の充実	○	○	○	介護保険課
		◇家族介護支援サービスの推進	○	○	○	高齢福祉課
30	<p><b>介護を担う人々の資質向上への支援</b></p> <p>質の高い介護サービスが提供されるよう、介護サービス職員の<b>資質の向上とジェンダーに敏感な視点</b>を持つよう意識啓発を行います。また、<b>家族介護者の介護技術向上</b>のための支援を行います。</p>	◇介護サービス職員の資質向上の支援	○	○		介護保険課
		◇家族介護者の介護技術向上のための支援	○	○	○	高齢福祉課

## 目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

女性も男性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

### 課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

女性の性や健康に関する理解においては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方があります。これは女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であるために、女性が自身の身体と健康に関して自らの意思で選択し決定する権利を認めようとするものです。生涯を通じての性と生殖に関する健康であり、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性、妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれます。

女性の生涯を通じた健康を保障するには、女性が自らの身体や性のありかたについて正しい知識をもち、自分の意思を明確にし、主体的に選択することが求められます。

しかしながら、性に関する興味本位な情報や産業が氾濫する中、性体験の低年齢化が進み、若年層の望まない妊娠や性感染症など、女性の健康をおびやかす要因が増加しています。

このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方について市民への浸透を図るとともに、男女双方に向けて、成長過程のうちから性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会を提供する必要があり、互いの性を理解し、尊重し合う環境づくりが求められます。

#### 今後の取り組み

男女共同参画の推進のためには、女性も男性もお互いの身体的特徴を十分に理解することが必要です。女性の人権を考える上では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点が重要であり、こうした考え方を広く市民に浸透させていきます。また、近年では若者のHIV/エイズや性感染症の拡大など、性の早熟化傾向が進んでおり、思春期における保健対策の充実を進めていきます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
31	性に関する教育の充実 思春期の児童・生徒が <b>性に関する正しい知識</b> を身につけ、 <b>適切な行動</b> がとれるよう性教育の充実を行います。	◇エイズや薬物乱用防止に関する教育の充実	○			学校教育課
		◇性に関する教育の充実	○			学校教育課

32	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	○		男女共同参画課 学校教育課
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識が浸透するよう、広報などによる周知や学習機会の提供を行います。	◇不妊検査、治療への助成	○		子ども政策課

**課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援**

意識調査では、男女共同参画社会を形成するために市が力を入れるべき施策として、「生涯を通じた心身の健康維持と増進」が16%となっています。

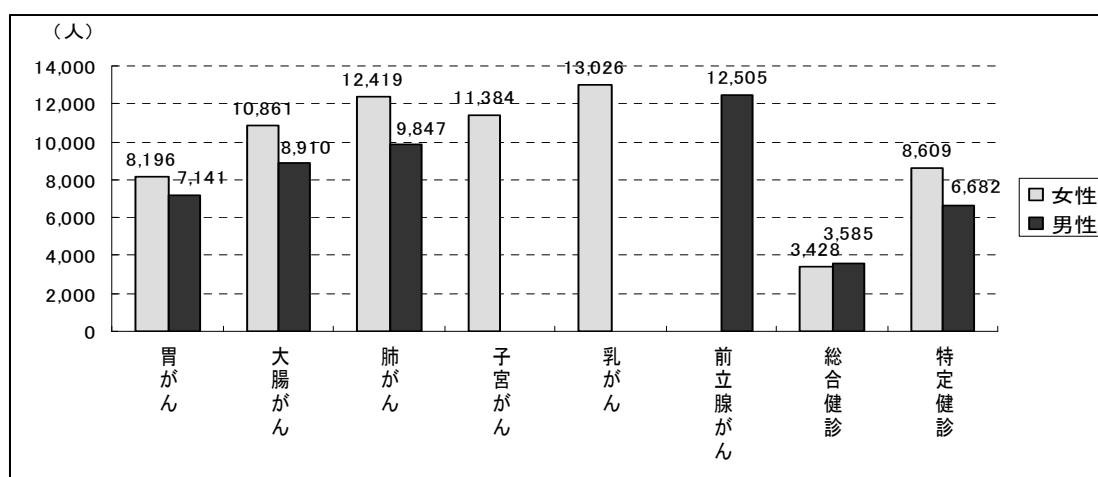
男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人一人が自分らしく生きるうえで大切なことです。

とくに、女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などの各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。

一方、男性についても、ライフスタイルや年代によって鬱などの心の健康問題や生活習慣病などの健康課題があります。

生涯を通じて心身の健康を保持するには、一人一人が生活習慣を点検し、自律的に健康管理を行っていくことが求められます（図表21）。

◆各種がん検診、健康診査受診者（図表21） (人)

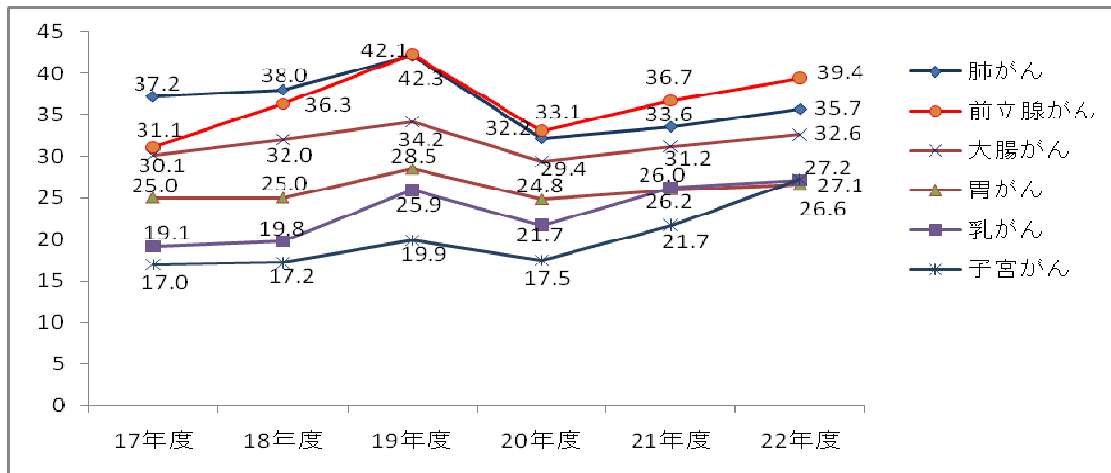


各種がん検診・総合健診：春日井市健康増進課（平成22年度実績）  
特定健診：保険医療年金課（平成21年度実績）

検診（健診）の受診や保健相談、健康教育などをとおして、性差を考慮しながらライフステージやさまざまなライフスタイルに応じた心と身体の健康づくりを支援していくことが必要です（図表22）。

◆各種がん検診受診率の推移（図表 22）

(%)



資料：市健康増進課

今後の取り組み

女性も男性も生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人一人が自分らしく生きる上で大切なことです。特に女性はその身体に妊娠や出産のための身体的特性を備えていることにより男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があることから、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ステージに対応した健康の保持増進に取り組んでいきます。

No	施策	事業	役割分担			主な担当課
			市	事業者	市民	
33	心身の健康保持・増進のための環境整備 女性のがん罹患率が高い乳がんをはじめ、男女ともがん検診の受診勧奨、生活習慣病の予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。また、妊娠・出産や乳幼児にかかわる母子保健サービスの充実を行います。	◇妊娠出産期における健康支援	○		○	健康増進課 子ども政策課
		◇心身の健康づくり事業の推進	○		○	スポーツ課 健康増進課
		◇保健事業の基盤整備	○			健康増進課
		◇各種検診（健診）事業の推進	○		○	健康増進課 保険医療年金課
		◇出産・育児に関する相談の充実	○			子ども政策課
34	性差に考慮した相談体制の充実 性差を考慮するとともに、様々な年代やライフスタイルに応じた健康相談の充実を行います。	◇健康相談・保健指導の充実	○			健康増進課
		◇メンタルヘルス相談の充実	○			健康増進課
		◇養護教諭、スクールカウンセラーなどによる相談の実施	○			学校教育課



## 目標V あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係作りが基盤となる男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっています。

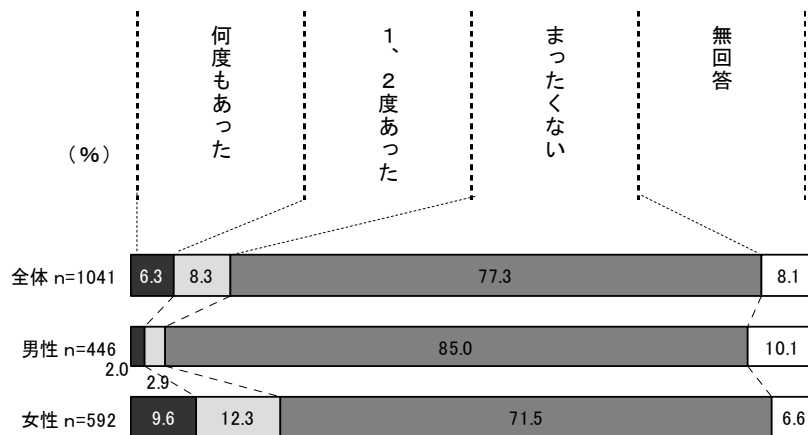
そこで、女性に対するあらゆる暴力の根絶は、喫緊の課題として取り組む必要があります。

本市では、平成18年度から青少年女性センターにて女性の悩み相談・女性のための法律相談を行っています。さらに、平成19年度には、男女共同参画課にDV専門相談員を配置、あわせて円滑な被害者の相談・支援が図れるよう、DV対策関係機関連絡会議を設置し、支援体制の強化を図ってまいりました。また平成20年度には、「春日井市DV対策基本計画」を策定し、「人権が尊重され、DVのない安心して暮らせるまちかすがい」を基本目標として各施策・事業に取り組んでいます。

### 課題1 男女間における暴力の根絶

意識調査では「配偶者から何らかの暴力を受けたことがある女性」の割合が21.9%にも上り、依然としてDVの被害者が存在することが判明しました（図表23）。

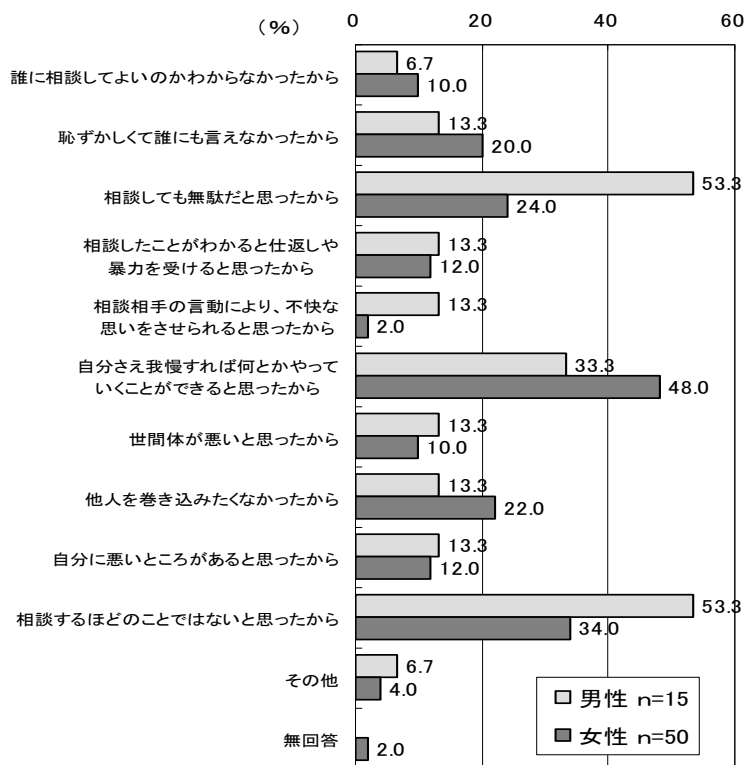
#### ◆一般市民男女の暴力被害の経験（図表23）



また、暴力を受けたときに相談しなかったと回答した人の、相談しなかった理由として「相談するほどではないと思った」「相談しても無駄だと思った」との回答が多くみられました（図表24）。この結果は、DVの被害者ですら自分が暴力という重大な人権侵害を受けたという認識がないこと、及び、相談体制が薄弱であることを意味しています。



◆暴力を受けたときに相談しなかった理由（図表 24）



さらに、DV相談窓口を知っている一般市民の割合は25.7%と、目標の30.0%を下回っています（図表3）。

これら意識調査結果をふまえ、新プランでは、DVの啓発や教育の充実、相談体制の充実および広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めていくことが必要です。

とくにDVの啓発については重点課題とし、地域リーダーを対象に啓発講座を開催したり、町内の会合や学校等様々な場所での講座の開催を進めることで、DVが決して許されるものではないという意識を徹底させることが必要です。

### 今後の取り組み

男女間における暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者がどのような間柄であるかにかかわらず、決して許されるものではありません。本市においては、平成20年度より「春日井市DV対策基本計画」を策定し、DV対策に注力してきました。市民意識調査結果を踏まえて、DVの啓発や教育の充実、相談体制及び広報の充実、被害者の自立支援などをさらに進めます。

## 課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

DVは、女性のみならず、その子どもの心を深く傷つけます。

暴力は女性だけでなく子どもにも向けられることがありますし、また、子どもが暴力を目撃することによる心身のストレスは重大です。

DV被害にさらされ続けていると「暴力を止められない自分」として自己評価が低下し自分に自信が持てなくなったり、さらには、対人関係において「支配—被支配」の人間関係のパターンを学習してしまい、将来パートナーとの間に暴力が介在する関係をつくるという「暴力の世代間連鎖」の可能性が指摘されています。

暴力の連鎖を断ち切ることは、当事者だけでは困難です。

DVのある家庭の子どもを早期に発見する努力と、子どもへのカウンセリングや居場所づくりなどの支援を積極的に進め、暴力の連鎖を断ち切る必要があります。

### 今後の取り組み

DVのある家庭に育つ子どもに対して、早期発見と子どもの心理的ケア、居場所づくりなどの支援を進めます。

No	施策	事業	役割分担			市の主な担当課
			市	事業者	市民	
35	<p>春日井市DV対策基本計画の取り組みに基づく施策の推進</p> <p>DVなど女性に対する暴力を許さない社会づくりのため、広報や講習などの啓発、関係機関との連携の強化、DVなどの被害や自立への相談体制の充実などを図ります。このため、本市<b>DV対策基本計画</b>の取り組みに掲げられた施策の推進に力を入れていきます。</p>	<p>◇市民への広報・啓発の充実</p> <p>◇若い世代への教育の充実</p> <p>◇相談窓口の周知</p> <p>◇相談体制の充実</p> <p>◇相談者の安全確保と保護体制の整備</p> <p>◇生活再建への支援</p> <p>◇精神的な支援</p> <p>◇関係機関・民間団体等との協力・連携</p> <p>◇子どもへの支援</p> <p>※春日井市 DV 対策基本計画参照</p>	○	○	○	<p>男女共同参画課</p> <p>青少年女性センター</p> <p>市民課</p> <p>健康増進課</p> <p>介護保険課</p> <p>障がい福祉課</p> <p>生活援護課</p> <p>保険医療年金課</p> <p>子ども政策課</p> <p>保育課</p> <p>住宅施設課</p> <p>学校教育課</p>



# 第4章

## プランの推進

## 1 プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民、事業者、地域団体などの協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野における役割を相互に認識し、協働して実践的な活動を展開していきます。

また、本プランの施策はさまざまな分野にまたがるため、庁内関係部署の連携が必要であり、さらに、今後各課で策定する個別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、共通認識を浸透させるための研修を実施いたします。

こうしたことから、本プランを円滑に推進するためには、目標である男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密にし、一体となって施策に取り組んでいきます。

## 2 条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15 年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行っていきます。

## 3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については改定の前年度）調査し、市民への公表・意見募集、さらに市男女共同参画審議会において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しを行うことにより、プランの進行管理に取り組んでいきます。

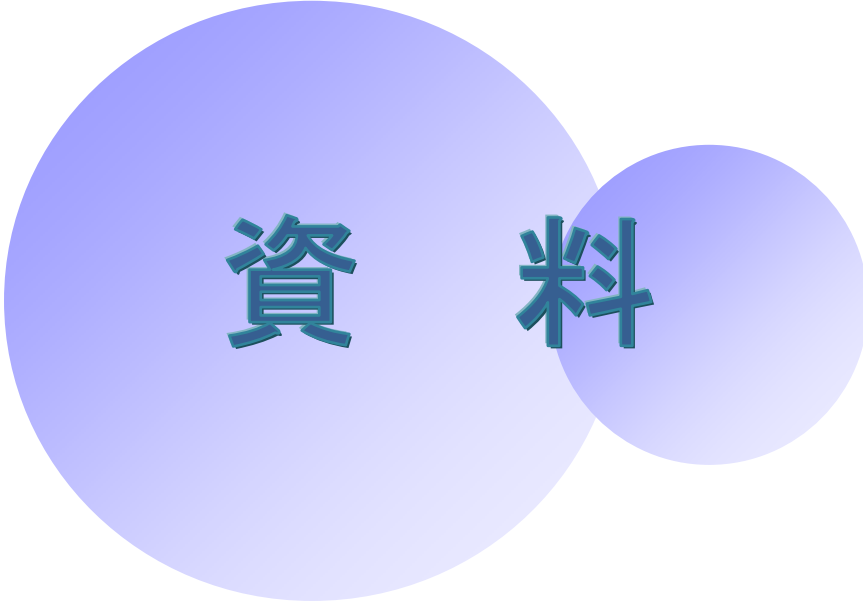
こうした「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」【PDCA サイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。

## 4 推進のための数値目標

項目名		現状値		目標値 (平成33年度)	
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※	7.6%		20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※	4.6%		20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※	49.0%		70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	※	13.0%		20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※	57.8%		70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率		22.1%		30.0%
	女性委員のいない審議会等の数		3		0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)		4.1%		10.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※	89.8%		95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	※	19.4%		30.0%
	安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率	26.8%	男女比率の均衡	
	町内会・自治会長の女性の割合		9.0%		15.0%
	小中学校のPTA会長の女性の割合		14.8%		20.0%
目標Ⅲ	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※	35.4%		40.0%
	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数		14社		30社
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	※	56.5%		65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	家事) 育児) 介護)	12.3% 37.6% 26.4%	家事) 育児) 介護)	20.0% 50.0% 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	※	32.9%		40.0%
	小学校区における放課後児童クラブ設置率 (子どもの家および民間児童クラブ)		84.6%		95.0%
	市男性職員の育児休暇取得率		3.7%		13.0%
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 子宮がん)	27.1% 27.2%	乳がん) 子宮がん)	50.0% 50.0%
	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)		34.6%		65.0%以上
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※(注2)	21.9%		10.0%
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※	25.7%		40.0%

(注) 現状値の※は、「男女共同参画に関する市民意識調査(2010年)」の数値です。

(注2) 現状値は、当時の質問内容が、「最近5年間」に限定せず過去の経験を聞いたものです。



資料

## プラン策定までの経緯

年 月 日	会 議 名 等	審 議 内 容
平成 22 年 6 月 25 日 (金)	かすがい男女共同参画プラン改定に向けての諮問	
平成 22 年 9 月 1 日 (水) ～ 平成 22 年 9 月 30 日 (木)	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	
平成 23 年 1 月 12 日 (水)	平成 22 年度 第 4 回男女共同参画審議会	市民意識調査の結果について
平成 23 年 3 月 24 日 (木)	第 5 回男女共同参画審議会	市民意識調査報告書について
平成 23 年 5 月 27 日 (金)	平成 23 年度 第 1 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (体系)
平成 23 年 6 月 30 日 (木)	第 2 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (現状と課題)
平成 23 年 7 月 27 日 (水)	第 1 回男女共同参画審議会専門部会	新かすがい男女共同参画プランについて (目標別課題)
平成 23 年 8 月 8 日 (月)	第 3 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (目標別課題)
平成 23 年 9 月 5 日 (月)	第 4 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (答申案)
平成 23 年 10 月 5 日 (水)	第 5 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (答申案)
平成 23 年 10 月 24 日 (月)	(新) かすがい男女共同参画プラン策定に向けて答申	
平成 23 年 12 月 1 日 (木) ～ 平成 24 年 1 月 4 日 (水)	市民意見公募 (パブリックコメント) の実施	
平成 24 年 1 月 19 日 (木)	第 6 回男女共同参画審議会	新かすがい男女共同参画プランについて (具体的施策) 市民から寄せられた意見の検討について

## 春日井市男女共同参画推進条例

〔平成15年3月20日〕  
〔条例第9号〕

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても、その理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、女性の地位向上に向けた施策を展開するとともに男女共同参画を推進し、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいる。

しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女共同参画を達成するには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、男女が、これまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画することができる男女共同参画社会を実現させることが重要である。

21世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会を目指して、私たちは、男女共同参画を一層推進することを決意し、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女共同参画の推



進を阻害するおそれがあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(参画機会の拡大及び積極的改善措置)

第11条 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合は、できる限り男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等を行うとともに、学校教育、社会教育その他の教育のあらゆる分野において、男女共同参画に関する教育及び学習を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第13条 市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な推進体制を整備するものとする。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市が実施する施策に対する申出)

第17条 市民及び事業者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する要因に係る相談)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民及び事業者からの相談があったときは、解決に向けて関係機関等と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画審議会)

第19条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第17条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 優れた識見を有する者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい男女共同参画プランは、第9条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

3 この条例施行の際、現に委嘱されている春日井市男女共同参画懇話会委員は、第19条第4項の規定に基づき委嘱された委員とみなし、その任期は、同条第6項の規定にかかわらず、1年とする。

## 春日井市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日井市男女共同参画推進条例（平成15年春日井市条例第9号。以下「条例」という。）第19条第9項の規定に基づき、春日井市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の公募)

第2条 条例第19条第4項第2号に掲げる者のうちから委嘱する委員は、公募するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、会長（会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長）及び委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、会長が指定した事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会に属する委員のうちからその指名する委員がその職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 春日井市男女共同参画審議会委員

(任期:平成22年6月25日～平成24年6月24日)

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
委 員	石 原 美 恵 子	かすがい女性連盟代表理事
委 員	大 田 幸 子	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 (平成23年5月22日～)
委 員	笠 井 尚	中部大学教授
委 員	加 藤 清 光	連合愛知尾張中地域協議会事務局長
委 員	鬼 頭 真 理 子	公募委員
副 会 長	沢 登 文 治	南山大学教授
委 員	鈴 木 良 和	公募委員
委 員	野 田 葉 子	愛知県弁護士会
会 長	松 田 照 美	名古屋学院大学講師
委 員	松 山 栄 司	春日井市小中学校PTA連絡協議会副会長 (～平成23年5月21日)
委 員	山 尾 美 香	東海学園大学非常勤講師

(五十音順)